

社会福祉法人 京都市山科区社会福祉協議会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市山科区社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員、部会員及び委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、別表1に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等（代理を含む）が、その職務のため、次の各号に掲げる会議に出席したときは、別表2に定める費用を弁償する。ただし、行政関係者及び法人職員である役員等には適用しない。

- (1) 正副会長会議
 - (2) 理事会
 - (3) 監事会
 - (4) 評議員会
 - (5) 部会（第2号部会を除く）及び学区社協会長会議
 - (6) 委員会
- 2 前項の規定にかかわらず、同日に同一会場で開催される複数の会議への出席については、1回の出席とみなす。
- 3 役員等が、その職務として印鑑証明書を取得したときは、印鑑証明書発行手数料を弁償する。

(支給の方法)

第5条 報酬については、その都度支給する。

2 費用弁償については、その都度支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改定する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改定する。

この規程は、平成28年度会計に関する定時評議員会の終結の時から適用する。

別表1 報酬の額（第3条）

役員等	報酬
理事	なし
監事（社会福祉事業について識見を有する者）	なし
監事（財務管理について識見を有する者）	なし
評議員	定款第10条 による
部会員	なし
委員	なし

別表2 費用弁償の額（第4条）

費用弁償	1回の出席につき 500円
------	---------------